

CBRE CM Solutions K.K.
シービーアールイーCMソリュー
ションズ株式会社
グローバル取引規約（APAC）

CBRE の発注書（以下に定義）において言及されている場合、本グローバル取引規約が適用されるものとする。

1. 定義

本取引規約において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有するものとする。

- a. 「適用法」とは、サプライヤー、商品またはサービス、および顧客に適用される関連法令（コモン・ローを含む）、法規、条例、規則、規程、規制をいい、関係する監督機関、政府機関、裁判所、代行機関、またはそれらの下部機関、もしくは政府やそれに準ずる機関の執行権、立法権、司法権、課税権、監督権、行政権の執行を行うその他機関が定めるものも含まれ、輸出入管理法、腐敗行為防止法、労働法およびその他適用される法律を含むがこれらに限らない。
- b. 「CBRE」とは、シービーアールイーCMソリューションズ株式会社、または発注書に明記されたその関連会社を意味する。
- c. 「顧客」とは、商品やサービスが提供される不動産や施設を所有・賃貸・占有する CBRE の顧客を意味する。
- d. 「機密情報」とは、口頭、書面、視覚的手段、電子媒体またはその他の開示方法の如何を問わず、発注書に関連してサプライヤー（またはその委託・請負先業者もしくは代理人）が知り得る一般的に知られていない情報のうち、開示時に機密である旨が明示されるか、またはサプライヤーにより機密と合理的にみなされる、CBRE もしくは顧客が保有する情報をいう。機密情報には、（a）事業計画、事業戦略、業績予想、プロジェクト、事業分析、（b）財務情報および料金体系、（c）事業プロセス、事業メソッド、事業モデル、（d）従業員とサプライヤーの情報、（e）材料仕様書、製品仕様書、サービス仕様書、（f）製造、購買、物流、販売およびマーケティングの情報、（g）発注書およびグローバル取引規約が含まれるが、これらに限定されない。

- e. 「国別条項」とは、発注書の発行または履行が行われる当該国の適用法、規則、法律、または当該国固有のその他遵守事項に準拠するために、本グローバル取引規約に含まれる補足条件をいう。
- f. 「商品」とは、成果物として発注書に基づき提供される物品、材料、設備またはその他の財産をいう。
- g. 「支払不能事由」とは、以下のいずれかの事由が発生した場合をいう。
- i. サプライヤーが債務の支払いを停止した場合、もしくは支払いを停止するおそれがある場合、弁済期にある債務の支払いができない場合、もしくは債務の支払いができないことを表明した場合、または（法人もしくは有限責任事業組合の場合）債務の支払不能とみなされた場合。
 - ii. サプライヤーが、一部または全ての債権者との間で、債務の弁済期の延長交渉を開始した場合、または、いずれかの債権者との間で和解もしくは債務整理に向けた提案を行った場合、もしくはそれらを開始した場合。但し、サプライヤーが法人の場合であって、弁済能力を有したまま行われる、一社または複数の別会社との間での合併もしくは再編を唯一の目的とする場合は除く。
 - iii. サプライヤーの清算のため、またはそれに関連する、申立、通知、決定、命令が行われた場合。但し、サプライヤーが法人の場合であって、弁済能力を有したまま行われる、一社または複数の別会社との間での合併もしくは再編を唯一の目的とする場合は除く。
 - iv. 管財人選任のために、裁判所への申請が行われた、もしくはその命令が下された場合。管財人を選任するための意向通知が提出された場合、もしくはサプライヤーが法人の場合、サプライヤーの管財人が選任された場合。
 - v. サプライヤーが法人の場合、その資産に対する担保権者に管財人の選任権が与えられた場合、または当該担保権者が管財人を選任した場合。
 - vi. ある者にサプライヤーの資産の一部または全てに対する管財人を選任する権利が与えられた場合、またはサプライヤーの資産の一部または全てに対する管財人が選任された場合。
 - vii. サプライヤーの債権者または担保権者により、サプライヤーの資産の全てまたは一部に対する差押さえや取得が行われる場合、または差押さえ、執行、仮差押さえ、その他の手続の実施、強制執行、も

しくは訴訟が行われ、かかる差し押さえもしくは手続きが 14 日以内に解消されなかった場合。

- viii. 管轄を問わず、サプライヤーに関連して、上記 (i) から (vii) に記載のいずれかの事態と同等のまたは類似の効力を有する事態が生じた場合、または手続きが取られた場合。

- h. 「当事者」とは、CBRE またはサプライヤーの該当するいずれか一方をいう。
。「両当事者」とは、CBRE およびサプライヤーを総称していう。
- i. 「価格」とは、発注書に記載された商品やサービスの提供の対価をいう。
- j. 「発注書」(または「PO」)とは、参照により本取引規約の一部を構成する、CBRE からの書面による商品やサービスの発注をいう。
- k. 「サービス」とは、発注書に記載されているサービス成果物をいう。
- l. 「サプライヤー」とは、発注書に基づき、商品やサービスを CBRE に提供する個人または法人をいう。
- m. 「税金」とは、発注書に基づく商品またはサービスの提供に関連して適用法により課される売上税、使用税、物品税、付加価値税、商品サービス税、消費税、源泉徴収税およびその他類似の税金をいう。
- n. 「条件」とは、本グローバル取引規約および適用される国別条項を総称していう。

2. 申し込み、受諾、排他的条件、国別条項 **署名は不要とする。サプライヤーによる発注書の正式な受諾および / または発注書への署名は、本規約の両当事者によってここに免除される。発注書の履行をもって、サプライヤーが本規約の全条項を受諾したものとみなす。** CBRE がサプライヤーに発行する発注書には、本グローバル取引規約が適用され、他のあらゆる条件（サプライヤーが適用を意図する文書記載の条件等）は除外されるものとする。但し、両当事者が署名した書面による契約（マスターサービス契約、サービス契約、サプライヤー契約、および契約の一部として組み込まれる別紙、補遺、附属書等）は適用され、発注取引を拘束する。グローバル取引規約のいかなる変更または商品・サービスについてのいかなる表明も、CBRE の署名権限者が署名した書面による明示的な合意がない限り、その効力を生じない。各発注書のグローバル取引条件には、発注書記載の発注地および / またはサプライヤーの所在地の国別条項が含まれ、その旨の記載があれば、国別条項がグローバル取引条件に優先するものとする。

3. 納品 サプライヤーが発注書を履行する上で、期限の厳守は不可欠な要素を成すものとする。商品の納品は、該当する発注書記載の納期、運送業者、納品場所に従い行われるものとする。CBRE は、納期より前に受領した全ての商品を受取人払いで返品する権利を有する。納期が指定されていない場合、当該発注は迅速に履行され、陸上輸送の最も迅速な方法で納品されるものとする。発注書に配送方法が指定されていない場合、サプライヤーは合理的に対応可能な最も費用のかからない運送業者を使用するものとする。サプライヤーが指定された期限までに商品を納品できなかった場合、CBRE は自らの裁量により商品の受領を拒否し、発注を取り消すことができる。サプライヤーは、安全な輸送および取り扱いのために、全ての品物を適切な梱包容器に梱包するものとする。納品される各梱包容器には、開封せずとも内容物を特定できるようラベルやマークを付け、全ての箱やパッケージに内容物を記載した梱包明細書を添付しなければならない。CBRE の発注番号は、輸送用の梱包容器、梱包明細書、配送伝票、船荷証券に表示されなければならない。

4. 商品の紛失および毀損にかかる危険負担 サプライヤーは、商品がCBREに引き渡されるまで一切の危険を負担する。商品の所有権は、CBRE が指定地で商品を受領・受諾した時点で CBRE に移転するものとする。注文した商品がCBRE に所有権が移転する前に損傷・毀損していた場合、CBRE は自らの裁量により発注を取り消すか、同数量および同品質の代替品の納品を求めることができる。かかる納品は、商業的に可能な限り速やかに行われるものとする。商品の損傷が一部である場合、CBRE は毀損していない商品の納品を求める権利を保持する。

5. 発注書の期間 CBRE により解除される場合を除き、発注書は、サービスの完了日、商品の納品および受領・受諾日、発注書がサプライヤーに送信された日から1年間、または満了日が発注書に記載されている場合は当該日付、のうち最も遅い日に失効する。

6. 請求および価格設定 サプライヤーからの請求書には全て発注番号を記載し、全ての点で発注条件に従わなければならない。合計請求額には全ての税金が含まれ、それぞれを項目別に記載するものとする。CBRE は、サプライヤーの所得または資産に課される税金、事業税、給与税に対して責任を負わない。サプライヤーは、発注書に基づき提供された商品・サービスの請求書を当該提供日から 60 日以内に CBRE に提出することを了承し、同意する。提供商品・サービスに関連して当該提供日から 60 日以降に提出された請求書は、支払いの対象とはならない。有価な対価を約因として、当該約因の受領を確認した上で、サプライヤーは前述の 60 日以内に提供商品・サービスに関する請求を怠った場合、法律上または衡平法上の原則を問わず、いかなる請求権も完全に放棄したものとみなされることに合意する。また、サプライヤーは、法律上または衡平法

上の原則を問わず、CBRE、顧客、その役員、株主、取締役、提携企業、従業員または代理人に対して、発注書に起因する訴訟を提起する権利を放棄する。

7. 支払い 発注書に別段の支払条件が記載されていない限り、CBRE は適切な請求に対して、請求書の受領日から 60 日以内、または適用される国別条項があれば、それに記載された支払条件に基づき支払いを行うものとする。CBRE は、CBRE の要求する様式および内容で、発注書に基づき提供される商品・サービスに対する先取特権、担保権または請求権が設定されていないことの証拠を受領するまで、支払いを保留することができるものとする。本契約における他のいかなる定めにかかわらず、適用される法令で認められる範囲において、CBRE は、顧客から商品・サービスに対する支払いを受けるまで、係争中でない商品・サービスに対する支払いをサプライヤーに行う義務を負わないものとする。

8. 変更 CBRE は、発注書に含まれる商品・サービスに対する変更を指示するか、またはサプライヤーにそれを行わせる権利を留保する。CBRE は、検査、試験または品質管理等の業務を含む、発注書の対象となる業務範囲を変更する権利も有する。全ての変更は書面によるものとし、サプライヤーはCBRE が要求する合理的な変更を、速やかに実施するものとする。サプライヤーは、CBRE からの変更通知によって調整が生じる価格や履行時間については、その通知を受けてから 10 日以内に、書面にて要求しなければならない。サプライヤーは、CBRE からの要求に応じて、仕様、価格または履行期間の変更に関する追加文書を提供する。

9. 保証

a. 商品 サプライヤーは、提供する全ての商品が新品（中古品または再生品で

ない) であり、商品性があり、意図する使用に適していること、また適用法に準拠していることを保証する。サプライヤーはさらに、CBRE が納品を受けてから 12 ヶ月間、または商品に適用されるサプライヤーの標準保証で定められた期間のいずれか長い方の期間、納品する全ての商品に材料、仕上がりおよび機能設計の面で欠陥がないこと、また当該性能仕様に全て準拠していることを保証する。加えて、サプライヤーは、CBRE に標準保証および商品に適用されるサービス保証を提供する。全ての保証は、CBRE および第三受益者となる顧客の利益のためとし、メーカーと共に顧客の名前で登録すること。CBRE は保証期間中に保証対象となる不具合を確認した場合、当該不具合を速やかにサプライヤーに通知し、可能な場合、サプライヤーの費用負担により当該商品を返品することができるものとする。サプライヤーは CBRE から保証対象の不具合通知を受けてから 5 営業日以内に、CBRE の選択に従い、当該商品の修理もしくは交換のいずれかを行う、または CBRE への当該商品の返金を行うものとする。交換後または修理後の商品は、残りの保証期間または 6 ヶ月間のいずれか長い方の期間、保証を受けるものとする。

- b. サービス サプライヤーは、全てのサービスがサプライヤーと同業同種のサ

ービスを提供する専門業者に通常備わる技術力と注意力をもって、専門的かつ実践的な手法で行われることを表明し保証する。サプライヤーはさらに、サービスが対応する図面、計画、設計、仕様、および適用法を含むその他適用される要件に従って実施され、正確、かつ発注書の意図する目的に適合することを表明し保証する。サプライヤーはまた、発注書に基づくサービスの履行が他の契約またはサプライヤーを拘束する適用法と矛盾せず、またそれらで禁止されていないことを表明し保証する。サービスが上記の注意義務に適合しない場合、サプライヤーは上記の注意義務に反する当該サービスを再履行するものとし、この場合でも損害賠償請求権等の CBRE のその他権利の行使は妨げられない。但し、CBRE はサプライヤーに当該不適合に関する書面による通知を行うものとする。

10. 法令遵守、CBRE のサプライヤー行動規範 サプライヤーおよびサプライヤーが供給する商品・サービスは、適用法に従う。サプライヤーは、その従業員、代理人および委託・請負先業者がCBRE または顧客の敷地内にいる間、当該労働者の健康や安全について一切の責任を負うものとする。サプライヤーが商品またはサービスに使用する全ての材料は、禁止物質、有害物質および危険性物質に適用される、最新の規制要件および安全基準を満たすものとする。CBRE は、次のウェブサイト（<http://www.cbre.com/suppliers>）において入手可能な、サプライヤー行動規範を制定し、サプライヤー、その従業員および委託・請負先業者はこの方針を遵守するものとする。

11. 監査 サプライヤーは、サービスの履行および商品の提供に関する正確な記録および文書を次のいずれかの最も長い期間、保持・維持するものとする。（a）発注書のサービス終了日または商品納品日から 3 年間、（b）発注書の履行を拘束する署名入り契約書（マスターサービス契約等）の解除日または満了日から 3 年間、（c）監査の終結日、（d）もしあれば、発注書を拘束する署名入り契約書（マスターサービス契約等）に関連した訴訟の最終決定日、（e）適用法により義務付けられた期間。CBRE もしくは顧客および/または CBRE もしくは顧客が指名する監査人は、サプライヤー（およびその委託・請負先業者）による発注書の取引条件の遵守、請求額の正確性、およびサプライヤーによるサービスの履行並びに商品の提供について確認するために、サプライヤーへの 7 営業日前の通知をもって、合理的な時にサプライヤーおよびその委託・請負先業者の財務上、運営上、または技術的な監査を実施する権利を有するものとする。サプライヤーは、商品またはサービスに関連するサプライヤーの会計帳簿および記録を開示し提供するとともに、本契約で求められる監査に関連して、CBRE、顧客または監査人が合理的に要求する協力と支援を提供するものとする。サプライヤーは、CBRE または顧客に費用を請求することなく、監査により発見されたいかなる不備も速やかに是正するものとする。サプライヤーにより誤って請求された金額、または不適格な商品もしくはサービスに対して請求された金額について、サプライヤーは、CBRE または顧客に追加費用を課すことなく、速やかに返金するものとする。本条項は、本発注書またはそ

の他書面による契約書（マスターサービス契約等）の満了後または解除後も存続するものとする。

12. 補償 サプライヤーは、法律で認められる最大限の範囲で、以下により生じるまたはそれに起因する、全ての損害（直接的、特別かつ派生的な損害を含むがこれに限定されない）、損失、請求、責任および経費（合理的な弁護士費用およびその他専門家報酬、和解および裁判費用を含む）から CBRE、顧客、それらの全ての従業員、代理人、継承人および譲受人を防御し、補償し、免責する。（a）商品またはサービス提供の不履行、（b）サプライヤー、その従業員、代理人または委託・請負先業者の過失行為、誤り、不作為、不法行為、（c）死亡を含む人身傷害、CBRE、顧客、それらの代理人、または第三者の財産の損壊、（d）サプライヤーの表明、保証または発注書のその他条件（本グローバル取引規約の一部を含む）の違反または不履行。前述のサプライヤーの補償義務は、CBRE の単独のまたは重大な過失により生じた場合を除き、適用されるものとする。

13. 救済 発注書においてCBRE に留保される権利および救済は、その他の救済、法律上の、またはエクイティ上の救済に累積的かつ追加的に付与されるものとする。発注書に基づくサービス履行または商品提供を行うサプライヤーの義務を強制するためにCBRE によって提起される訴訟において、CBRE は相当の損害の金銭賠償を持たず、発注書に基づくサプライヤーの義務の特定履行を求める権利がCBREにあることを、両当事者は合意するものとする。

14. 保険 下記の最低限の保険適用範囲と限度額が必要とされるものとする。 現地法令により保険適用範囲および / または限度額が定められている場合、下記の最低限度額を条件として現地の要件が適用されるものとする。下記の保険適用範囲および金額は、発注書に基づきサプライヤーが負う可能性のあるいかなる責任も制限するものではない。全ての保険証券は、事故発生ベースの契約方式で発行されなければならない。

保険の種類	最低限度額
-------	-------

企業総合賠償責任* 、サプライヤーの補償義務をカバーする、 契約上の責任を含む傷害および器物 損壊を対象とする。	\$5,000,000 (1 事故につき・総填補額、 製造物および完成作業の総補填額、人 権・広告宣伝権利侵害)
自動車賠償責任*、業務遂行のために使用さ れる全ての車を対象とする。	\$2,000,000 (対人・対物共通の1事故あたりの総填補限度額)
労災補償	法定
使用者賠償責任*	\$1,000,000 (1事故、従業員1名、1疾病につき、総補填限度 額)

*企業総合賠償責任保険、自動車賠償責任保険、使用者賠償責任保険の限度額は、サプライヤーが適切と認める、第1次保険の填補限度額とアンブレラ/エクセス保険の填補限度額のいずれかの組み合わせにより、その条件を満たすことができるものとする。

15. 解除

- a. サプライヤーの支払不能 サプライヤーに支払不能事由が発生した場合、CBRE はサプライヤーに対して責任を負うことなく、直ちに発注書を解除することができる。サプライヤーは、前述の事態に関連して CBRE が負担した一切の費用（弁護士費用およびその他専門家報酬等を含む）を CBRE に弁償するものとする。
- b. 違反または不履行による解除 以下の場合において、CBRE は、サプライヤーに対する責任を負うことなく、発注書の一部またはすべてを解除することができる。サプライヤーが： (i) 発注書のいずれかの条件を拒否・違反するか、または違反するおそれがある場合、 (ii) 発注書に関連するサービスの履行または商品の提供を怠るか、そのおそれがある場合、 (iii) 規定のスケジュールに従った適切なサービスの完了もしくは履行または商品の引渡に支障をきたすような、進捗の遅延または品質要件の不適合があり、かかる不履行または違反を記載した CBRE からの書面による通知を受領してから 10 日以内（または当該状況下で商業的に合理的な場合はより短い方の期間）に不履行または違反を是正しない場合、 (iv) サービスの履行や商品の提供のために使用する資産の相当部分の売却、またはサプライヤーの支配権に変更をもたらす合併、株式やその他持分の売却もしくは交換等の取引を行うか、またはその提案があった場合。サプライヤーは、上記 (iv) 項記載の状況に至る交渉を開始した場合、その開始から 10 日以内にCBREに通知するものとし

、但し CBRE は、かかる取引に関連して CBRE に開示される情報について、サプライヤーの要求に応じて適切な秘密保持契約を締結する。

- c. 都合による解除 発注書を解約または解除するための CBRE の他の権利に加えて、CBRE は、自らの選択により、いつでも、いかなる理由でも、責任、費用または違約金を負うことなく書面による通知により、発注書の一部または全てを直ちに解除することができる。サプライヤーは、解除発効日までに引渡と受取の行われた商品または満足のいく履行がなされたサービスについてのみ支払いを受けるものとする。

16. 相殺、控除 法により定められる相殺または控除の権利に加えて、サプライヤーに支払うべき金額は、CBRE およびその関連会社または子会社に対するサプライヤーおよびその関連会社または子会社の純負債額とする。CBRE は、サプライヤー、その関連会社または子会社から CBRE、その関連会社または子会社に支払われるべき金額の全てまたは一部を、サプライヤーに対する支払いまたはその他債務から相殺または控除する権利を有する。CBRE は、CBRE が行った相殺または控除について説明した報告書をサプライヤーに提供する

17. 機密保持 サプライヤーは、情報が機密と印付けされているかどうか、またはそれと特定されているかどうかにかかわらず、発注書に基づき CBRE もしくは顧客から機密情報を受領しうることを、または CBRE または顧客のために機密情報が作成されうることを了承する。サプライヤーは、CBRE または顧客から受領する機密情報につき、いかなる場合も、その開示、公表または流布を避けるため、自らが開示、公表または流布を希望しない専有情報または機密情報について用いるのと同等の注意と配慮（但し、いかなる場合も相当な程度の注意）を払うものとする。サプライヤーは、CBRE または顧客のいかなる機密情報も他者に開示せず、開示を許可せず、または発注書の目的以外のために使用しないことに合意する。発注書の満了後または解除後、CBRE の要求があり次第、サプライヤーは、機密情報が含まれる、またはそれに関係する一切の文書およびその他媒体を、いかなる形式であれそれらの複製も含めて速やかに CBRE に引き渡すものとする。発注書に基づくサプライヤーの機密保持義務は、サプライヤーに最後に機密情報が開示された日から 5 年間継続するものとする。但し、CBRE が書面によりこれより長い期間を指示した場合はこの限りではない。機密情報には、次に示す情報は含まれない。（a）CBRE が開示した時に既に公知となっている情報、（b）CBRE による開示後、サプライヤーの責めによらず公知となった情報、（c）サプライヤーが、書面による文書によって、CBRE が開示する前に適切に所有していたこと、または機密情報を使用もしくは参照することなく独自に作成したことを立証できる情報、（d）法的手続きまたはその他法的要請に基づき開示された情報。但し、(d)の場合、サプライヤーは CBRE

が要求する合理的な保護措置を取ることに協力するものとし、召喚状または機密情報の開示を求めるその他法的手続きを受領した場合、速やかにCBRE に通知する。本契約における他のいかなる規定にかかわらず、発注書に先行して両当事者間で合意した機密保持契約は、発注書により明確に変更された場合を除き、引き続き有効とする。また、かかる契約と発注書の条件の間に齟齬がある場合、より厳格な条件が優先して適用されるものとする。CBRE は、サプライヤーによる当該機密保持条項の違反もしくはそのおそれが CBRE、顧客、または CBRE と顧客の間の契約に回復できない損害を生じる可能性がある、と、誠実に判断した場合、保証金なしで保全処分またはその他の差止めによる救済方法（法により認められる場合）を得るために裁判所へ直接申し立てることができるものとする。

18. 公表の禁止 サプライヤーは、CBRE の書面による同意を得ずして、いかなる方法によっても第三者（情報を知る必要のあるサプライヤーの専門アドバイザーを除く。）に、発注書またはその条件に基づいて商品またはサービスをCBRE に提供する契約を結んでいる事実を宣伝、公表または開示してはならず、またはCBRE の商標または商号を報道機関への発表、宣伝または販売促進素材に使用してはならない。

19. 独立事業者 発注書、本グローバル取引規約またはサプライヤーとCBREの取引関係に含まれるいかなる条件も、本グローバル取引規約に記載した独立した契約関係を除き、提携関係、合併事業、またはサプライヤーとCBRE のその他取引関係を構成するものとはみなされない。発注書は、他方当事者に代わりその名前において、いかなる義務も引き受けまたはそれを生じさせる権限を当事者のいずれかに与えるものではない。サプライヤーの権限は、本グローバル取引規約に従って、発注書に定められたサービスの履行または商品の提供のみに限定される。発注書、本グローバル取引規約またはサプライヤーの委託・請負契約のいかなる条件も、サプライヤーの従業員、代理人または委託・請負先業者（または委託・請負先業者の従業員や代理人）と CBRE または顧客との間に契約関係または責任を生じさせるものではない。サプライヤーはさらに、CBRE のため、またはCBREに代わって契約を締結する権限を一切持たず、また、明示か黙示かを問わず、CBRE に代わって、またはいかなる意味でも CBRE を拘束することとなる、義務または債務を引き受け、もしくはそれを生じさせ、または表明、誓約、合意もしくは保証を行う権利または権限を与えられていない。

20. 利益の相反 サプライヤーは、発注書の履行が、サプライヤー、その従業員もしくは委託・請負先業者の継続的な利益または義務と相反しないことを表明し保証する。サプライヤーはさらに、発注書が有効である期間、発注書の履行に関与するサプライヤー、その従業員および委託・請負先業者は、サプライヤーとCBREの関係および発注書

の履行において利益相反を生じることが合理的に見込まれる活動を行わないことを保証する。

21. 譲渡 サプライヤーは、CBRE の事前の書面による同意を得ずに、発注書に基づく権利または義務を譲渡または委託してはならない。

22. 準拠法、管轄、裁判地 発注書は、適用される国別条項に記載された管轄区域の法に従って解釈される。管轄が指定されていない場合、発注書はサービスの履行または商品の引渡が行われる国の法が適用されるものとする。国際物品売買契約に関する国連条約の規定および抵触法の規定は、他の法選択の適用を必要とするゆえに除外する。サプライヤーおよびCBREの間で発注書に関連する論争が生じた場合、両当事者は、誠意をもって協議の上、速やかに解決にあたるものとする。両当事者が満足のいく解決を図ることができなかった場合、両当事者はサービスの履行または商品の引渡が行われる国の裁判所が、両当事者間で発注書により生じるまたはそれに関連する請求または論争の審問と決定を行うための専属的管轄権を有するものとするに合意する。両当事者は、訴訟が行われる裁判所の管轄について、事前に提出し同意し、また各当事者は、立地、人的管轄権の有無、または不適切な管轄を理由にしたいかなる異議または防禦方法も放棄するものとする。

23. 責任の制限 CBRE は、本発注書により生じるまたはそれに関連する、いかなる特別、間接的または派生的な損害についても、サプライヤーに対する責任を負わないものとする。発注書に基づく履行または不履行に起因する損害に対する、または発注書のその他責任に関連するCBRE の責任額は、かかる発注書の商品またはサービスの代金を超過しないものとする。CBRE は、（直接的または間接的を問わず）逸失利益、収益の損失、生産高の減少、事業の損失、営業権の損失、名声の損失、機会の損失、予想利益の損失、マージンの損失、支出資本費の損失または間接費配賦不足額について、サプライヤーに対する責任を負わないものとする。

24. 見出し 本グローバル取引規約に記載の見出しは、参照を容易にするために便宜上挿入されている。それらは、各規定の範囲もしくは意図を定義、制限、もしくは拡大するものではなく、またそのように解釈してはならない。

25. 副本 本規約に関連する発注書および全ての文書は、事前にまたは事後に提供されたかどうかを問わず、写真、複写写真、マイクロフィルム、ミニチュア写真、デジタルストレージまたはその他同様の方法により複製できるものとする。両当事者は、係る複製の全てが司法上または行政上の手続きにおいて原本の証拠として認められ、原本が存在するかどうか、または係る複製は当事者により事業の通常過程において行わ

れたかどうかを問わず、拡大複写、ファックスまたはかかる複製の再複製は証拠として認められることに合意する。

26. 弁護士費用 両当事者は、勝訴当事者が裁判費用および相応の弁護士費用を含む、本書の規定を執行させるために行う訴訟にて負担する一切の費用および経費を求める権利を有することに合意する。

27. 優先言語 発注書およびグローバル取引規約の英語版と翻訳版の間に齟齬がある場合、両当事者は英語版が優先されることを了承する。

28. 権利放棄 本グローバル取引規約のいかなる条項も、権利放棄または承諾を行う当事者が書面により署名した場合を除いて、権利放棄されたとみなされず、またいかなる違反も免責されたとはみなされないものとする。一方の当事者による他方当事者の不履行に対する承諾または免責は、明示か黙示かを問わず、その他の、またはその後の不履行につき承諾し、権利を放棄し、免責するものとみなされてはならない。

29. 分離独立性 本グローバル取引規約のいずれかの部分、条件、規定が、所轄の裁判所における最終判決により違法、無効または執行不能と判断された場合でも、残りの部分または規定の有効性は損なわれず、また影響を受けないものとする。また、両当事者の権利および義務は、違法、無効または執行不能と判断された部分、条件または規定については本グローバル取引規約に含まれていないものとして、それを解釈し執行されるものとする。

30. 存続 その性質上、本規約に定める義務および責任は、保証、補償、知的所有権（専有情報の保護を含む）を含むがこれに限定されず、その性質上、発注書の満了後または解除後も存続するものとする。

31. 完全合意、変更 本グローバル取引規約に記載されている場合を除き、発注書は添付文書、別紙、補足、またはそれらにおいてCBREが特に言及している他の条件と共に、発注書に含まれる事項に関してサプライヤーおよびCBREの間での完全合意を構成するものとする。発注書は、各当事者の権限ある代表者が書面による変更契約を締結することによってのみ変更することができる。本グローバル取引規約の範囲内における変更の場合は、CBRE が発表する発注書変更書によってのみ発注書を変更することができるものとする。

32. 通貨 支払いは発注書に明記された通貨で行うものとする。通貨が記載されていない場合、支払いはサービスまたは商品が提供された国の通貨で行うものとする。

33. 優先順位 (1) 本グローバル取引規約を含む発注書、(2) マスターサービス契約、サービス契約またはサプライヤー契約、および(3) 発注書の一部として組み込まれる別紙、補遺、または別表との間に矛盾または齟齬がある場合、係る矛盾や齟齬を解決するため、以下の順で優先適用されるものとする。

- a. マスターサービス契約、サービス契約またはサプライヤー契約、および発注書の一部として組み込まれる別紙、補遺、または別表
- b. 本グローバル取引規約
- c. 本グローバル取引規約を除く発注書
- d. 発注契約（本グローバル取引規約に優先するように明確に構成されている場合を除く）の一部として組み込まれる別紙、補遺または別表